



認められるのじやないかどういうな  
こといろいろ／＼考えられてまいりま  
して、この精神を活かしていくことにど  
うしても徹しなければならぬと思いま  
すが、實際問題として今申し上げたよ  
うな困難があるというので、われ／＼  
としては追加豫算が決定いたしました  
後において、ただちに各黨に伺いまし  
て、政務調査會の皆様方と十分にお話  
合いを申し上げて、追加豫算の内情を  
申し上げる際にタバコの問題に觸れ  
る。そして特別にそこで御反對がな  
ければ、これはもう政府の責任におい  
て今回はしていただこうということで  
考えたのであります。その決定して以  
後、財政金融委員會が開かれておりま  
すれば、至急御報告申し上げるべきで  
あつたのでありますて、實は昨日參議  
院の方で豫算委員會がたま／＼ござい  
ましたから、その席を賃借いたしまし  
て私から事情を申し上げさせていただ  
いたのであります。しかしながら當院  
におきましては、その機會に恵まれま  
せんでしたので、本日川合さんから御  
指摘いたしまして、たいへん恐縮い  
たしておりますような次第であります。わ  
れわれとしても非常に苦慮したあげく  
のものでありますて、その點は國會に  
おいて御決議でもいたしまして値上  
げをするということになれば、最もよ  
ろしいことかと考えるのであります  
が、どうも四國の事情がそのようになります  
いうことになりました。さらに今後  
の措置でありますが、今後は財政法を  
できるだけ早く施行いたしまして、今  
私が申し上げましたような趣旨で緊急  
な經濟事態の存する間は、一應政府に  
國會が権限を與えてくださるような法

律でもつくりついていただきましたならば、いわゆる緊急事態に應じてプロンプタクションといいますか、速度の早い行動を常々とつていくことができますので、非常に望ましいことではないかと考えておるわけであります。

○川合委員　ただいまの御説明によつて、われくはその意を了とし、政府の責任において今回のタバコの問題を處理するという、政府がきわめて明確なる責任を負つたという點においては、むしろ敬意さえ表したいと思うのであります。が、ただいまのお答えによりますならば、今後の日本の産業の経済の状態が、依然として緊急事態の持続というようになされる。そこで獨占價格、わけて政府の專賣あるいはそれに類するようなものに對して、獨占價格の物品に對する價格統制の權限を、ほとんど委任立法的なものを認めてしまつたのであります。が、これに對して腹案でもあつたならば、この機會にわれわれに示していただきたい。

○小坂政府委員　われくといたしましてはこの緊急事態を乘くるために必要な措置を、政府は委任していただきたい。というようなことは、非常に責任の重大なことでありまするので、政府において決定いたしました。もちろんそれは政府が一方的にやるのはなくして、常設せられております。こういった常任委員會の皆様の御意見を伺つて、その意を體しながら決定いたしていきたい、こういう意味で考えておるのであります。ただいまのところその方法等について、委任立法的な腹案でもあるかというよう御質問でござりますが、われくとしては實は國內の重要な

物資の價格あるいはその需給調節等に問題を考へておるのであります。ただいまのところ明確な腹案はございませんが、統局現在の緊急事態の存する間に限つて、財政法第三條に規定する價格は、そのたゞごとに法律の定めまた國會の議決を経なくてもこれを決定し、または改訂することができるといふよろしい趣旨の立法を決定いたしました。そして、責任においてやつていく。ただ、その責任においてやるということは、政府がそれをやるについて誤った措置をとつたならば政府の責任でありますから、國民の彈劾を受けるという覺悟の下にやるものとなると考えております。

しておられますように、實際徵稅します  
第一線の力が非常に弱體化しております  
ものと、現在の一般の國民心理といふ  
ものが相當不健全なものになつております  
まして、この國民心理を健全化し、また  
嚴罰主義をとつて遙納については相當  
た第一線の徵稅能力、これは稅務官吏の待遇を改善していただく、それから  
で、廣く國民全般の納稅思想の高揚を  
きつい處罰をするとか、あるいは第三  
者に通報制を認めるというようなこと  
で、廣く國民全般の納稅思想の高揚を  
によつて直接稅をもう少し政府の意の  
ままに獲得し得るような態勢をつくら  
なければならぬと思ひます。できれば  
間接稅といふものは、これはやはり大半  
課稅的な性質になりますので、この間  
接稅が大幅に伸びるということは望ま  
しくございません。これを極力切詰する  
ようになっております。今回の稅制に  
おきましては、大體直接稅が七割、間  
接稅が三割、もつと正確に申しますと  
直接稅が六割四分に對して、間接稅が  
三割七分くらい、その程度になつてし  
ります。ただこれを專賣益金を間接稅  
の中に入れてまいりますと、四割七分  
と四割六分くらいに間接稅の占むる  
割合が膨脹してまいります。今回タバ  
コの値上げをいたしましたにつきま  
で、大藏當局といたしましては極力強  
上げは避けたい、當初においては全然  
上げない案でありましたが、いろいろ  
の經緯を経まして御承知のように配給  
タバコの値段だけは上げずに済みま  
たが、自由販賣のタバコの値段は相當  
大幅に上るようになつたわけであります  
。しかしながらこれは結局鐵道なり  
遞信なりの特別會計におきまして、こ  
れを獨立採算制ととらせるということ  
にいたしましたために、この尾がタバ

失業保險特別會計法案

失業保險特別會計法

# 失業保険特別會計法案

事業を經營するため、特別會計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。



を失い、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主指定時に於いて信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機関經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のあつた株式については、その際その株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ。）に歸属する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機関の指定時株主が、その會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株金徵收金融機関に歸属する。

前項本文の規定により株式が歸属すべき者が存しないときは、その株式は、當該拂込株金徵收金融機關に歸屬する。

第二十五條の五　未拂込株金徵收金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内に、決定最終處理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならない。

前項の場合において、前條二項規定により株式の歸屬した指定時株主（指定時株主でその後株主たらざることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。）に對する催告は、指定時においてその株式

の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これを知したときは、この限りでない。  
第一項の拂込期日は、第二十五条の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇月の範囲内で、これを定めなければならない。  
金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社とし。）が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第三號の株式については同號の金融機關、以下本條中同じ。）の新勘定及び勘定の區

の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これを知したときは、この限りでない。  
第一項の拂込期日は、第二十五条の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇月の範囲内で、これを定めなければならない。  
金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社とし。）が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第三號の株式については同號の金融機關、以下本條中同じ。）の新勘定及び勘定の區

等に信託する株式ある  
指置法第  
り公證人  
社(信託  
含む)の定  
定の新勘  
の記載の  
式といふ  
二 信託株  
別經理會  
であるも  
第二十五條の  
により催告  
號の一に該  
において、  
でに拂込を  
主は、同項  
資金を含む  
務を免れる  
いそこの株式  
ふ。  
一 法人(

國を含み、相續人のあつた株式が左の各社が金融機關又は金融機関による販賣するものである場合その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主に拂込をしたる旨の記載の証書又は金鑑機関經理監査人條第一項の規定によつて、拂込の義務を負ふる。前項の規定によつて拂込を受けた信託會員の業務を經營する銀行を指定期における信託勘定に屬する資産の目録ある株式（以下信託株式）を除く。

は、その株をしない株主に譲り渡すことを「譲り渡し」といふ。商法第三百三十五条第一項の規定によると、株式会社は、定めた達成条件が満たされたときに、これを譲り渡すことができる。

十四條第十一項の規定の達成にいたり、催告額の規定の達成を行った者の催告額の區分は、第十七號の規定の達成損の整理計算額を當り、一株の端数は、その端数は、主は、當主に屬する。主は、當主に属する。株主に於ける勘定の第二十五号の規定の達成に、株主において、金拂込請項の規定の達成にいたり、

一項第七號又は第二十五條の規定があるときは、その株式を、株式の種類及び額を算し、該金融機関の新勘定に記入する。この場合、該金融機関の権利を失ふ。この株式は、同項の規定により、該金融機関の五第一項の規定により、消滅したその他の株式に係る義務を免れる。

、そ  
れを發  
拂込  
區分、同  
り確  
その式の  
得たは、  
該區  
の株  
及び  
に係  
とも  
して  
場合  
る催  
る株  
減しな

の決定整備計画に定める同法第六

條第十號の割合を乗じて得た數

（一）未満の端数があるときは、そ

の端数は切り上げる。）の當該

區分に屬する株式について、その

株主、當該特別經理會社の舊勘定

及び新勘定の併合の日（同法第三

十六條第一項第一號及び同號の規

定を適用する場合の特別經理會社

が舊勘定及び新勘定の併合の日

後整備計畫の全部の實行を終る

日前にその催告を受けた場合に

おいては拂込期日において、第二

五條の五第一項の催告に係る

株金拂込の義務を免れるとともに

に、株主の權利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場

合に、これを準用する。

第二十五條の十 企業再建整備法の

特別經理株式會社（同法第五十二

條の規定により同法の規定を準用す

る者を含む。）の發行する株

の規定に基く命令の定めるところ

により金融機關が株金拂込の義務

を免れるとともに株主の權利を失

つた株式以外の株式に係る株金拂

込請求権は、第二十五條第三項の

規定にかかるらず消滅しない。

第二十五條の十一 金融機關（金融

機關が信託の委託者である場合に

おける信託株式については受託者）

が、當該金融機關（金融機關が信託

の委託者である場合における信託

舊勘定の區分の消滅後に、第二十

五條の五第一項の規定により催告

を受けた場合において、當該金融

機關に對し前に第二十四條第一項

第七號又は第九號の規定の適用が

あつたときは、若し當該催告が當

該金融機關の新勘定及び舊勘定の

區分の消滅前にあつたならば第

二十五條の八第一項の規定により

その株主が株主の權利を失ふべき

であつた株式について、その株主

は、その拂込期日において、第二

五條の五第一項の催告に係る株

金拂込の義務を免れるとともに、

株主の權利を失ふ。

第二十五條の八 第二項の規定

乃至第二十五條の九又は前二條の

は、前項の場合に、これを準用す

る。

第二十五條の十二 特別經理會社

（特別經理會社が信託の委託者で

ある場合における信託株式につい

てはその受託者が、當該特別經

理會社（特別經理會社が信託の委

託者である場合における信託株式

については委託者たる特別經理會

社以下本條同じ。）の舊勘定及

び新勘定の併合の日（企業再建整

備法第三十六條第一項第一號及び

同號の規定を準用する場合の特別

經理會社については整備計畫の全

部の實行を終つた日以下本條中同

じ。）後に、第二十五條の五第一

項の規定により催告を受けた場合

において、當該特別經理會社に對

し前に同法第十九條の規定の適用

又は準用があつたときは、若し當

該催告がその舊勘定の併合の日前

にあつたならば第二十五條の九第

一項の規定により當該特別經理會

社が株主の權利を失ふべきであつ

た株式について、その株主は、そ

の五第一項の催告に係る株金拂込

の義務を免れるとともに、株主の

權利を失ふ。

第二十五條の十三 第二十五條の六

乃至第二十五條の九又は前二條の

は、前項の場合に、これを準用す

る。

一 法人  
二 證券取引法第十五條の規定に

よる證券業者

三 嘗該株式について第二十五條

第十項第三號の規定による未拂

込株金の拂込の催告のあるべき

ことを知ることができる地位に

ある者で命令の定めるもの

前項の場合において譲渡人が當

利を失つた場合においては、商法

第五條の六の規定により株主の權

利を失つた場合においては、商法





を占めておるようであります。税率の改正と非戦災家屋税等による收入はごくわずかな額になつております。しかかもその税率の改正及び非戦災家屋税等の増額よりも、今度とれんとするタバコ値上による専賣益金の方が相當多い形になつております。こういう形になりますと、川合君も御指摘なりましたように、私も今日直接税の取り方は行き詰つておるのではないか、大きく間接税に變つていかねばならぬといふ時代、そこにまた過渡期として政府の非常に苦しい立場はよくわかりますが、が、やむなく今日の危機を突破するためにはタバコにかかるといひなければならぬという事情はよくわかりますが、それだけに何とか事前に國會に對してもう少し手を打つ途があつたんじやないか。殊に私どもが遺憾に思いますのは、十月十六日泰というのが新聞に出ました。その時政府の支出は大體八百二十五億に止めるという案が新聞に漏れておりました。その當時は大體ビース、ニロナは三十五圓ところがいろいろ折衝したところどろもいかんで八百七十億にするというB案が十八日の新聞に出てきた。そしてA案を採用するが、B案を採用するか八百二十五億にするか、八百七十億にするかということになつておつたとき、もしもB案をとるときにはビース、ニロナは四十圓にするという話だつた。それがだんくつてきいて、いよいよ八百二十五億の支出をやむなくされたときににおいてはビース、ニロナは五十圓にするという形であつた。私はそれらの経過については十分想像もつきませんし、御苦心の點は察します。それだけに歳出が變化するに従つて二十五圓にしたらよからう、四十

圓にしてもよからう、あるいは五十圓にしてもよいといふような空氣が國民に與える影響は非常に悪いと思う。おそれると政府はインフレを防止しなければならぬと言われておりながら、同じものを歳出の關係からやむなくとはいえ三十五圓にしてもいいし、四十圓にしてもいいし、五十圓にしてもいいという感じを一般に與えるとなれば、それだけびんびんもの上げてもいいという感じを國民に與えることは非常に慎まなければならぬ點だろうと思う。歳入歳出を苦心しておきめになる點はよくわかりますか、それだけに新聞の取扱い等に御用心なさらぬと、同じものがタバコ十五圓となり、四十圓となり、五十圓となるというようでは困った問題だと思う。これは別に御質問いたしたいが、そういうふうに経過的にタバコの値上げを三十五圓にしようか、四十圓にしようか、五十圓にしようかといふときは、私は重大な歳入の面でありますから、やはり祕密會をお開きになつてもいいから、國會にも御質問になつて、どうしたらいいかということを國民とともに審議していくのが今日の時代じやないか、私はいづれ豫算のときにお伺いしたいが、政府に對して質すといふよりも、むしろ今日の現状において日本が非常に財政的に危機に立つてゐる。ああいうふうに計算的には蒙入歳出が計穂が合いましたけれども、非常に心配しているのは歳入の面である。おそらく大藏事務局においても御心配の點だらうと思う。そういう際には國民とともに心配の點を御相談にならぬ

るのがいいじやないか。私は川合君御質問もそういう意味において御ともだと思ふ。先ほどの御答辯によると、きめられておるうちに財政金融委員會が開かれておらなかつたからどうもよろがなかつたとおつしやりますけれども、先ほども申しますように、三十五圓にするか、四十圓にするか、五十圓にするかといふ段階的に御苦心のあるその経過の途中においてでも、財政金融委員會は度々開かれておりますし、またそういう場合ならば積極的に開會を要求なさつても、私は重ねて御願ひいたい。

しまして、租税體系はできるだけ簡単なものがいい、簡単なものを克明につしていく、そしてたとえば新税にて大幅に徵収するにつきましては、にインフレ所得者税というものを設なくとも、一般の所得税の税率を改して、それによつてやつていけば、それを克明にとつていけば、儲けの多者からたくさん税がとれるのだから、いうシンプルなストレート・ホアードな税制がいいのじゃないかということを考えておりますために、自然増というものが非常に大きくなつてゐるようになる點を御承知願いたいといいます。

それから次にタバコの問題に關しであります。これはまつたく御同でありますと、同一の製品が時々刻動くということは、政府が一方的に府の獨占價格をそのときによつて變させることとは、國民心理に與ます影響もごもつともであります。わざわざ戒心すべき事項だと考えます。しかしながらわれくがなぜこ變つたかというと、先に高い値段をしてしまえばおそらく變らなかつたありますしようけれども、われくとしては極力値を上げたくない、といふことで、できるだけ安くくといたしました。たとえばおそらく變らなかつためにト廟陣の情勢がそれを許さなくてはならぬ、高くなつてきただよなうな第でありますと、實は十六日についたときは、もうこれで實はまつと考へておつた。しかし翻つて考えますと、日本の今當面しております時期といふものは、わざわて重要な期でありますと、日本が敗戦後二箇月にしてようやく財政的に立直つて收めた均衡を得た豫算ができたといふこ

とれと申したのではない。私は新税率改正によつて、考へておる收入よりも自然増收による收入が非常に多くて、しかも新税率改正によるところの收入の額といふものは、タバコ事業益金の收入よりも少い。それからタバコ益金の方が非常に大きなものになつておる現状から言へば、どうしても國會等にお詰りになるがよからうということを申し上げたのである。私はいずれ後に税制一般について御質問するときに、新税率の方が少くて自然増收が多いというその無理な自然増收ということをここにあげて來なくちやならなかつたことはわかりますが、ここに收入の面において脆弱性があるということは後に質問いたし大いに思ひます。さきに申しましたように新税率、税率改正による收入の方がはるかにいいと言ひますが、タバコ益金の收入よりも少しく多い、こういう現在では川合君が言われるよう、やはり國會等にお詰りになることが適當ではないかといふことを申し上げたわけであります。もう一つは今後の豫算について、タバコについて、それが適當か相談していただきたいということを申し上げたのではなくて、三十五圓、四十圓、四十五圓、五十圓といふように、どうでもいいようなかつこころに見られることが、國民の心理上悪いのではないか、こういふ問題の取扱い方については、あまりこまんとなさらぬ方がいいのじやないかといふことをむしろ御注意申し上げたわけであります。そうせぬと、同じものが三十五圓でもいい、四十圓でもいい、四十五圓でもいい、五十圓でもいいといふことは、惡性インフレーションといいます

か、國民に與える心理状態が違つてゐる。悪い心理を與える。政府の方でもやつておるのだから、われたものがで、同じものを百圓で賣つても五百圓で賣つてもかまわぬということになります。そこで、そういう點で悪い心理を及ぼす。そういう點は慎重になさつていただけばといふことを申し上げたのであります。

○小坂政府委員 まことに御注意の點は結構で、了承いたします。われくといたしまして強いて発表したわけではなく、タバコの値段について大藏省は何も申しません。大藏省の筋から出たものではないということを御承知願いたい。それからタバコ値上によつて非常に一般的な大衆に御迷惑をかけている點は非常に恐縮に思つておりますが、本豫算の赤字も四十八億も埋めまして、相當バランスシートをとつた豫算が組み得たという、ほんとうの豫算ができるたということで御了承願いたいと思います。タバコにつきましては耐乏の際忍びがたきを忍んで、困苦な道を切り開いて早く安定した經濟を與えるようになつたらしいといふ念頭にはかなりませんから、どうぞ周東さんにおかれてましても、この趣旨を十分國民各位に御徹底願いますようにお願いいたします。

○中崎委員長代理 本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十八分散會

昭和二十三年一月六日印刷

昭和二十三年一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局